

Tax Analysis

Hong Kong Budget Team:

香港税務

Hong Kong

Yvonne Law

Tax Managing Partner

Eminence & Business Development

Tel: +852 2852 1667

Email: yvolaw@deloitte.com.hk

Mona Mak

Tax Partner

Tel: +852 2852 1051

Email: monmak@deloitte.com.hk

Davy Yun

Tax Partner

Tel: +852 2852 6538

Email: dyun@deloitte.com.hk

2013/14 年度予算案の分析

香港の位置付けの明確化を意識した、温情的、実用的かつ堅実な予算案

2013 年 2 月 27 日、香港特別行政区 (HKSAR) の財務長官ジョン・ツァン氏は 2013/14 年度の予算案の演説を行った。これは同氏による 6 度目の予算であるが、行政長官 C.Y. リョン氏が率いる新政権による初めての財政予算案である。

本予算案は、香港において貿易・物流、観光、金融といった一定の産業を一層発展させることを意図している。これらの産業を支援・成長させるための具体的施策が提案されており、例えば、物流業を発展させるための建物やインフラ施設に多くの予算が配分されている。また、ファンド、アセットマネジメント、保険業に対する優遇税制が導入される予定である。

総合収支は 650 億香港ドル近くへのぼる予想以上の黒字となることを背景に、市民は予算案に「飴」を期待していた。このような市民からの圧力に伏することなく、政府は強固かつ慎重な立場を取り、不必要な財政支出を回避した。代わりに、余剰資金は教育、インフラ整備、社会保障、医療等の分野と経済発展のために配分されている。本予算案に盛り込まれた一時的減免措置により恩恵を受けるのは主として低所得者層である。

2013/14 年度予算案は四つの分野（経済発展、人的資源の最適化、インフラ投資、市民生活への配慮）に注力していると言える。この Tax Analysis は本予算案で提案されている主要な施策を紹介する。別紙として税制改正内容の要約を添付している。

企業関連

特定産業の位置付け

特定産業に関する香港の地位向上を狙った実用的施策が政府により提案されたことをデロイトは歓迎する。これらの産業に関する香港の評価と地位を向上させるため、対外的・対内的な情報発信に更なる努力が注がれることが望まれる。また、アジア太平洋地域の金融・投資・商業的ハブとしての香港の競争力を統合するため、これらの特定産業を対象とした税務上の優遇措置を導入することを我々は提案したい。そのような税務上の優遇措置として、地域統括会社 (RHQ) に対する軽減税率が考えられる。また、グローバル企業が香港をグループの金融ハブとして活用できるよう支払利息の損金算入に関する現行の厳しい規制の緩和を求めたい。

オフショア・ファンド免税規定の拡大

オフショア・ファンドに対する現行の免税措置は非公開会社に投資するオフショア・ファンドには適用されない。このことが、非公開会社を主たる投資対象とするプライベート・エクイティ・ファンドがファンド組成地として香港を選択することを妨げてきた。オフショア・ファンド免税規定を香港外で設立または登録され、かつ、香港の不動産を所有せず、香港で事業を行っていない非公開会社への投資まで拡大するとして政府提案は歓迎すべき内容である。

香港はファンド・マネジメント業界をいかに惹きつけるかという厳しい競争に直面している。オフショア・ファンド免税規定の対象を非公開会社投資まで広げるというデロイトの提案を政府が受け入れたことは明るい材料である。これにより、ファンド・マネジメント、投資助言、法務・会計サービスといった専門的サービスに対する需要が高まり、より多くの雇用が創出されることが期待される。

更に、香港をアジア随一の国際金融ハブとして発展させるため、一定の要件を満たすことを条件に香港で管理・支配されるオンショアファンドについても免税規定を導入することを政府に提案したい。

キャプティブ保険会社に対する税務上の優遇措置

アジアの大企業の中で、事業リスクを保証するためのキャプティブ保険会社をグループ内に置きたいと考える企業が増加している。香港政府はキャプティブ保険会社のオフショア保険事業に対する税務上の優遇措置を提案している。すなわち、再保険会社に適用されている現行の恩典（オフショア・リスクの再保険についての事業所得税率の半減）と同様の措置をキャプティブ保険会社にも認め、より多くの企業にキャプティブ保険会社の設立を促すものである。デロイトは、香港におけるキャプティブ保険会社の発展に寄与するであろう本税務上の優遇措置を歓迎する。

iBond の発行

世界の金融市場に対する不安を背景に、人々は着実なリターンが得られる低リスク資産への投資を望むようになっている。小口社債に対する人々の増加する需要に対応して、政府は香港金融管理局と協力して次年度も引続き iBond を発行する予定である。デロイトは、社債市場とりわけ小口社債市場の発展に寄与する iBond の発行に賛成である。

企業に対する一時的措置

2012/13 課税年度の最終の事業所得税額に対して、75%（ただし、10,000 香港ドルを上限）の減額が提案されている。また、2013/14 課税年度の事業登録料の免除も提案されている。

香港の競争力強化

香港の事業所得税率は過去何年間も変わっておらず、2013/14 年度予算においても税率引下げは提案されていない。不安定な世界経済を考慮すると、仮に税率を引下げれば、企業の税負担感を和らげるとともに、外国資本を呼び込むという点において台湾やシンガポール等と比較した場合の香港の競争力は高まるだろう。シンガポールの税率は 17% と香港より少しだけ高いが、シンガポールの中小企業は税務上の優遇措置があるため実効税率がこれより低いこともある。十分な財政備蓄があることを考慮すれば、政府には投資家を惹きつけるため事業所得税率を現行の 16.5% から 16% に引き下げる余力はあるものと考えられる。税率引下げにより一時的に税収は減少するかもしれないが、やがて香港の競争力を高め海外投資家を呼び込むことになり、長期的に見れば税収の増加をもたらすだろう。

脱税・租税回避への対処

政府が情報技術の有効活用、職員研修の強化、税務調査戦略の見直し等により脱税や租税回避に対処するための厳しい措置を取ることを予算は示唆している。デロイトは、現行の低税率で簡素な税制を維持しつつ税収を確保するための措置を取るという政府の姿勢を評価する。

個人関連

税金減額

2012/13 年度予算と同様に、インフレによる中低所得者層への経済的圧力を和らげるために財務長官はいくつかの税金軽減措置を提案した。

予算案には給与所得税およびパーソナルアセスメント課税に対する 2012/13 年度の最終税額の 75%（但し、10,000 香港ドルを上限とする）の減額が盛り込まれているほか、子供扶養控除の額や自己学習費用控除限度額の上限引上げも提案されている。

自己学習費用控除についてのデロイトの提案が政府により受け入れられたことは喜ばしいことである。デロイトは子供扶養控除の額の大幅な引上げは歓迎するものの、一般市民としてはインフレに対処するためのその他の控除に何の増加や調整も盛り込まれなかったことに落胆するかもしれない。

その他の一時的減免措置

貧困・低所得者層の要求に応えるため、次のように様々な一時的減免措置が提案されている。

- 不動産税の免除措置を 2013/14 年度まで延長（但し、課税対象資産一件につき 1 四半期 1,500 香港ドルを上限とする）
- 居住用電気口座一件につき 1,800 香港ドルの補助を拠出
- 公共住宅の居住者に対する 2 ヶ月分の家賃補助、香港住宅社会保障グループ B 不動産に居住する非高齢者に対する 2 ヶ月分家賃の 2/3 の補助
- 総合社会保障支援制度の受給者、高齢者手当・高齢者生活手当・障害者手当の受給者に対する標準支給額 1 ヶ月分の追加手当の支給
- 低所得者支援事業を支援するコミュニティケア基金に対する 150 億香港ドルの拠出

貧困層・低所得者層を対象とした支援措置や税金減額は歓迎すべきであるものの、減額の上限額や一時的措置の金額は 2012/13 年度予算案のものよりも少なくなっている。中間層は 2013/14 年度予算によって低所得者層ほど恩恵は受けられないだろう。

住宅費用に関する税金軽減

住宅問題と加熱した不動産市場はもっとも喫緊の解決すべき問題である。2013 年 2 月 22 日、市場を沈静化させるため、不動産取引に関する従価的印紙税を需要側から調整する新たな措置を導入すること、非住居用不動産取引に関する従価的印紙税の課税時期を不動産権原の移転時から売買契約時に繰り上げることを財務長官は発表した。これらの措置は 2012 年 10 月に発表された特別措置（短期売買に課される特別印紙税の見直しと非永住者・法人に対する購入者印紙税の導入）に加えて導入されるもので、不動産市場の安定化を企図するものである。新たな措置は住宅問題を解決しようという政府の決意を示すものといえる。住宅問題は根深い問題で短期的に解決できるものではないが、政府は一定期間居住後に主たる住居に課された印紙税を減額・還付することによって個人の経済的負担を軽減するようである。

高齢者及び医療対策

高齢者及び社会医療サービスに関する負担は人口高齢化から生じる課題の一つである。政府は医療サービスに対する需要増加に対応するために様々な長期的施策をとってきたが、2013/14 年度予算には人々の負担を軽減するための具体的施策は含まれていない。デロイトは、医療保険料と実際に支払った医療費を給与所得税の計算上控除すること、医療サービス券の金額を上げるとともに高齢者に関してはその適用範囲を拡大することを政府に提案したい。

結論

C.Y. リョン新政権下での財務長官の初めての予算は「温情的で実用的かつ堅実」な予算と言い表せるだろう。香港を特定の産業に選択される場所として位置付けようとする政府の努力はよい一歩であるが、より具体的な施策が待たれる。

過去数年間、政府の財政黒字は税金の減額、一時的負担軽減、現金支給という形で人々に還元されてきた。しかしながら、これらの「餌」は多くの問題（例えば、住宅、人口高齢化、教育、環境汚染など）が未解決のままであるためにその味をいくらか失ってしまった。デロイトは、豊富な財政黒字を大盤振る舞いで一般市民に還元するのではなく、社会問題の解決と経済発展のための中長期政策に使用するという新政府の方針を支持する。

我々は現政権が香港の根深い問題の解決と将来の経済発展のためのより具体的な施策を提案・実行することを期待している。

所得控除及び税率の要約

給与所得税

累進税率

2012/13 年度及び 2013/14 年度	
課税所得金額 (香港ドル)	適用税率
0 - 40,000	2%
40,001 - 80,000	7%
80,001 - 120,000	12%
120,001 -	17%

標準税率

2012/13 年度及び 2013/14 年度
15%

所得控除

	2012/13 年度 (香港ドル)	2013/14 年度 ¹ (香港ドル)
人的所得控除		
基礎控除	120,000	120,000
配偶者控除	240,000	240,000
寡婦(夫)控除	120,000	120,000
子供扶養控除		
第1子から第9子まで (各一人につき)		
出生年度	126,000	140,000
出生年度後	63,000	70,000
父母/祖父母扶養控除 (60歳以上)		
基礎控除	38,000	38,000
付加控除 (同居の場合一人につき)	38,000	38,000
父母/祖父母扶養控除 (55-59歳)		
基礎控除	19,000	19,000
付加控除 (同居の場合一人につき)	19,000	19,000
兄弟/姉妹扶養控除	33,000	33,000
障害者扶養控除	66,000	66,000
その他の控除 (最高限度額) :		
自己学習費用	60,000	80,000
住宅ローン支払利息	100,000 (15 課税年度)	100,000 (15 課税年度)
高齢者在宅介護費用	76,000	76,000
登録済退職金制度への拠出金	14,500 ²	15,000 ²
指定慈善寄付金	課税所得の 35%	課税所得の 35%

給与所得税及びパーソナルアセスメント課税に関する一時的租税軽減措置

2013/14 年度の最終の給与所得税額及びパーソナルアセスメントによる税額につき、その 75%を減額する。但し、10,000 香港ドルを上限とする¹。

¹ 条例の改正が成立した上で施行される。

² 2012 年 6 月 1 日より強制退職金制度 (MPF) 条例における積立対象収入の上限額が 25,000 香港ドルに上げられた。このため、控除可能拠出額の上限は 2012/13 年度は 14,500 香港ドル、2013/14 年度以降は 15,000 香港ドルとなる。

事業所得税

	2012/13 年度及び 2013/14 年度
	税率
法人	16.5%
個人	15%

事業所得税に関する一時租税減免措置³

2012/13 年度の最終の事業所得税につき、その 75%を減額する。但し、10,000 香港ドルを上限とする。

資産所得税

2012/13 年度及び 2013/14 年度
税率
15%

不動産税³

予算案では 2013/14 年度の不動産税を全額免除することが予定されている。但し、各四半期及び各不動産毎に 1,500 香港ドルを上限とする。

香港政府の手数料及び料金³

予算案では 2013/14 年度の事業登録料を免除することが予定されている。

³ 条例の改正が成立した上で施行される

本 Tax Analysis は徳勤・關黃陳方會計師行より中国大陆及び香港のクライアント向けに作成する、一般的な参考目的のものであります。読者の皆様には、それぞれの具体的な問題に応じて専門的なアドバイスを受けることを提案いたします。

北京

吳嘉源

パートナー

TEL : +86 10 8520 7501

FAX : +86 10 8518 7501

E-mail : kevng@deloitte.com.cn

香港特別行政区

展佩佩

パートナー

TEL : +852 2852 6440

FAX : +852 2520 6205

E-mail : sachin@deloitte.com.hk

深圳

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 755 3353 8777

FAX : +86 755 8246 3222

E-mail : contse@deloitte.com.cn

重慶

龔兵

パートナー

TEL : +86 23 6310 6206

FAX : +86 23 6310 6170

E-mail : clgong@deloitte.com.cn

済南

蔣穎

パートナー

TEL : +86 531 8518 1058

FAX : +86 531 8518 1068

E-mail : vivjiang@deloitte.com.cn

蘇州

許柯/梁晴

パートナー

TEL : +86 512 6289 1318/1328

FAX : +86 512 6762 3338

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn

E-mail : mliang@deloitte.com.cn

大連

湯衛東

パートナー

TEL : +86 411 8371 2888

FAX : +86 411 8360 3297

E-mail : ftang@deloitte.com.cn

マカオ特別行政区

馬健華

パートナー

TEL : +853 8898 8833

FAX : +853 2871 3033

E-mail : quiva@deloitte.com.hk

天津

蘇国元

パートナー

TEL : +86 22 2320 6680

FAX : +86 22 2320 6699

E-mail : jassu@deloitte.com.cn

広州

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 20 8396 9228

FAX : +86 20 3888 0121

E-mail : contse@deloitte.com.cn

南京

許柯

パートナー

TEL : +86 25 5791 5208

FAX : +86 25 8691 8776

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn

武漢

祝維純

パートナー

TEL : +86 27 8526 6618

FAX : +86 27 8526 7032

E-mail : juszhu@deloitte.com.cn

杭州

盧強

パートナー

TEL : +86 571 2811 1901

FAX : +86 571 2811 1904

E-mail : qilu@deloitte.com.cn

上海

郭心潔

パートナー

TEL : +86 21 6141 1308

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : eunicekuo@deloitte.com.cn

厦門

蔣琳琦

パートナー

TEL : +86 592 2107 298

FAX : +86 592 2107 259

E-mail : lijiang@deloitte.com.cn

デロイト中国税務技術センターについて

デロイト中国の税務技術センター (National Technical Center: “NTC”) は、デロイト中国の税務サービスの品質を高め、クライアントにより良いサービスを提供し、デロイト中国の税務チームをサポートすることを目的として、2006年に設置されました。デロイト中国の NTC は、“Tax Analysis”、“Tax News”などの刊行物を発行し、最新の税務に関する法規の紹介、技術的な観点からのコメントを提供しています。NTC では、不明確または複雑な税務問題に対する調査研究と分析を行い、専門的なアドバイスの提供も行っています。

中国税務技術センター

E-mail : ntc@deloitte.com.cn

華東区

許徳仁

全国リーダー及びパートナー

TEL : +86 21 6141 1498

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : lkhaw@deloitte.com.cn

華北区

張捷

パートナー

TEL : +86 10 8520 7526

FAX : +86 10 8518 1326

E-mail : angelazhang@deloitte.com.cn

華南区

殷国煒

パートナー

TEL : +852 2852 6538

FAX : +852 2520 6205

E-mail : dyun@deloitte.com.hk

日系企業サービス 日本人担当者

上海

吉田 英司
パートナー

TEL : +86 21 6141 2128
FAX : +86 21 6335 0003
E-mail : eyoshida@deloitte.com.cn

上海

板谷 圭一
パートナー

TEL : +86 21 6141 1368
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : kitaya@deloitte.com.cn

上海

酒井 晶子
ディレクター

TEL : +86 21 6141 1493
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : aksakai@deloitte.com.cn

上海

鈴木 健夫
シニアマネジャー

TEL : +86 21 6141 1701
FAX : +86 21 6335 0003
E-mail : takesuzuki@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 裕介
マネジャー

TEL : + 86 512 6289 1238
FAX: +86 512 6762 3338
E-mail : ytakikawa@deloitte.com.cn

北京

原井 武志
パートナー

TEL : +86 10 8520 7310
FAX : +86 10 8518 1218
E-mail : takeharai@deloitte.com.cn

北京

浦野 卓矢
シニアマネジャー

TEL : +86 10 8512 5524
FAX : +86 10 8518 1326
E-mail : tsnakamura@deloitte.com.cn

大連

田中 昭仁
シニアマネジャー

TEL : +86 411 8371 2850
FAX : +86 411 8360 3297
E-mail : atanaka@deloitte.com.cn

天津

三箇 成幸
シニアマネジャー

TEL : +86 22 2320 6820
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : ssanga@deloitte.com.cn

広州

土田 保成
ディレクター

TEL : +86 20 2831 1650
FAX : +86 20 3888 0121
E-mail : ytsuchida@deloitte.com.cn

広州

瀧野 恭司
シニアマネジャー

TEL : +86 20 8396 9228
FAX : +86 20 3888 0575
E-mail : ktakino@deloitte.com.cn

深圳

上田 博規
シニアマネジャー

TEL : +86 755 3331 0976
FAX : +86 755 8246 3186
E-mail : hueda@deloitte.com.cn

香港

松山 明広
パートナー

TEL : +852 2852 1287
FAX : +852 2541 7392
Email : amatsuyama@deloitte.com.hk

香港

杉原 伸太朗
シニアマネジャー

TEL : +852 2852 6545
FAX : +852 2542 4597
Email : ssugihara@deloitte.com.hk

香港

小川 康弘
シニアマネジャー

TEL : +852 2852 6446
FAX : +852 2542 4597
Email : yaogawa@deloitte.com.hk

香港

佐藤 康治
シニアマネジャー

TEL : +852 2852 6591
FAX : +852 3691 8984
Email : kosato@deloitte.com.hk

デロイトについて

Deloitte(“デロイト”)は英国法令に基づいて設立された保証有限責任会社である Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びその 1 社または複数のメンバーファームを指します。各メンバーファームはいずれも独立の法的地位を持つ法的実体です。Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びそのメンバーファームの法的組織の詳細については、www.deloitte.com/cn/en/about をご参照ください。

デロイトは、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 195,000 人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

デロイト・グレーター・チャイナ地域について

デロイトは、リーディングプロフェッショナルファームの一つとして、グレーター・チャイナ地域に 21 か所の事務所を北京、香港、上海、台北、重慶、大連、広州、杭州、哈尔滨、新竹、済南、高雄、マカオ、南京、深圳、蘇州、台中、台南、天津、武漢、厦門に配置し、約 13,500 名のスタッフを有し、現地の法律の下でサービスを提供しています。

デロイト・中国について

デロイトは、中国大陸、香港とマカオにおいて、Deloitte Touche Tohmatsu , Deloitte Touche Tohmatsu CPA Limited 及びその附属機構及び関連機構がサービスを提供しています。Deloitte Touche Tohmatsu は Deloitte Touche Tohmatsu Limited (DTTL) のメンバーファームです。

デロイトは、最初 1917 年に上海に事務所を設立しました。グローバルなネットワークの支援を受けて、デロイト中国は国内企業、多国籍企業及び高成長企業に対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザリーサービスを提供しています。

デロイトは、中国において豊富な経験を有し、一貫して中国の会計基準、税制の制定及び職業会計士の発展に多大な貢献をしてきました。香港においては、上場企業の約 3 分の 1 に対してサービスを提供しています。

本資料中に含まれるデータは一般的情報であり、DTTL およびそのメンバーファームまたはその関連機構(総称して“デロイトネットワーク”)の如何なる専門的提案やサービスを構成しません。自社の財務または業務に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、専門家のアドバイスを受けることを提案いたします。デロイトネットワークに属する機構は、本資料の使用によって生じる何らかの損失については責任を負いません。